

桶川市ごみ減量化庁内推進委員設置要綱

(設置)

第1条 庁内におけるごみの減量及び資源化(以下「ごみ減量化」という。)

並びに意識啓発を図るため、桶川市ごみ減量化庁内推進委員(以下「推進委員」という。)を設置する。

(業務)

第2条 推進委員の業務は、次のとおりとする。

- (1) ごみ減量化の推進及び取組に関すること。
- (2) ごみの分別の指導及び啓発に関すること。
- (3) 桶川市ごみ減量化庁内推進本部員及び廃棄物主管課との連絡調整に関すること。
- (4) その他ごみ減量化のために必要な事業に関すること。

(構成)

第3条 推進委員は、各所属の主任級以上の職員で、市長が任命するものをもって構成する。

(事務局)

第4条 推進委員の事務局は、廃棄物主管課に置く。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年6月22日から施行する。